

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会
開 催 日 時	令和4年4月15日（金）午後1時30分～午後2時15分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）
出 席 者	<p>委 員 10名（近藤委員、濱野委員、塩野委員、大橋委員、安多委員、金子委員、清水委員、吉川委員、古川委員、高梨委員）</p> <p>事務局6名（佐藤福祉部長、大高長寿はつらつ課長、増田長寿はつらつ課主幹、長尾長寿はつらつ課長補佐、泉介護保険係長、吉崎介護保険係主任）</p>
会 議 内 容	<p>（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項）</p> <p>（2）第8期計画期間中の事業所整備計画について（審議事項）</p> <p>（3）その他</p>
会 議 資 料	<p>資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧</p> <p>資料2 令和3年度の公募結果及び令和4年度の公募予定（案）</p> <p>資料3 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）</p> <p>資料4 令和4年度朝霞市地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）公募要項（案）</p> <p>資料5 令和4年度朝霞市地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）公募要項（案）</p> <p>資料6 地域密着型サービス指定予定事業者公募から決定までのフロー（案）</p> <p>資料7 令和4年度朝霞市地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）公募選考基準及び審査方法（案）</p> <p>資料8 令和4年度朝霞市地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）公募選考基準及び審査方法（案）</p>

会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員長の署名により	
その他の 必要事項	会議公開 傍聴 1人	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
<p>1 開 会</p> <p>福祉部佐藤部長あいさつ 事務局自己紹介 委員自己紹介 委員長選任</p> <p><傍聴 1名></p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 報告事項：地域密着型サービスの現状について</p> <p>【事務局 吉崎】 お手元の資料1「市内地域密着型サービス事業所一覧」をご覧ください。 こちらは、市内の地域密着型サービス事業所につきまして、サービス内容ごとに一覧にしたものでございます。 本年4月1日をもちまして、朝霞市の日常生活圏域が、5圏域から6圏域となりましたことを踏まえ、6圏域での一覧としております。 横軸はサービスの形態を、縦軸は第1から第6までの各圏域を示しております。 本市の地域密着型サービスにつきまして、サービス内容は、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特別養護老人ホームの6業種、事業所数で22事業所の指定となっております。</p>		

なお、休止となっていた小規模デイサービス1事業所が、休止期間中に、指定有効期間の満了を迎え、それに伴う指定の更新も行われなかったため、閉所となっております。それ以外の新規開設や休止、廃止等はありません。

<委員からの意見・質問等>無し

(2) 審議事項：第8期計画期間中の事業所整備計画について

【事務局 吉崎】

資料2から資料8を用いまして、ご説明させていただきますが、まずは、資料3をご覧ください。

令和3年度から令和5年度の3年間における第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、資料3の太枠内(1)の①地域密着型サービス事業所の整備に記載のとおり、地域密着型サービス事業所 2か所の整備を計画しております。

1か所は、通い・介護と看護の訪問・泊まりの機能を併せ持つ「看護小規模多機能型居宅介護」の事業所、もう1か所は、医療と介護の連携のもと、定期的な訪問と、緊急時等の随時対応を受けることができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

先ほどご説明いたしました計画に基づきまして、昨年度、事業者を公募しましたところ、応募がございませんでした。

したがって、今後のスケジュールといたしましては、今年度、再び公募し、指定予定事業者を選定した後、令和5年度中に、施設の設置等の準備を進め、令和6年度当初までにサービスの提供を開始する予定としております。

また、事業者の参入を促進するため、今年度の公募におきまして、昨年度から変更する点は次の通りです。

- ・応募期間は、令和4年4月から9月までとし、参入希望事業者の対応期間を長期化する。
- ・昨年度も実施した周知に係る取組みを継続する。
- ・参入を検討する事業者と、既存の市内介護サービス事業者を対象とした、参入・利用を促進するためのセミナーを開催し、市として利用の促進を図ることをPRする。
- ・他の広域型サービスとの併設を希望する場合、相談を受け付ける旨について言及する。

以上が主な変更点です。

なお、公募要項、選考基準及び審査方法は、日常生活圏域が全6圏域になること・併設可能性について言及することを反映する他は、応募期間・年度等の軽微な修正に留めておきまして、資料4が看護小規模多機能型居宅介護の、資料5が定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、それぞれの公募要項の案でございます。

それぞれ、順にご説明いたします。まずは、資料4看護小規模多機能型居宅介護の公募要項でございます。

1ページ目の1の中で、参入・利用促進セミナーに触れております。

2の(1)内、公募する日常生活圏域については、看護小規模多機能型居宅介護は、現在、市内で運営している事業所のない、初めてのサービス種別となりますので、市内全域で公募いたします。また、広域型サービスとの併設の相談受付についても言及しております。

このページ最下段の日常生活圏域表は、6圏域としております。

2ページの3 応募資格では、応募できるものが法人であることなどを規定しております。続いて、4 整備条件にて、応募者が従うべき関連法令等を示しております。

4ページの5 指定予定地域密着型サービス事業者の選定にて、審査の流れ等を説明しております。

長寿はつらつ課で申請書類を受け付けた後、市役所庁内の選考委員会において、書類審査、プレゼンテーション等を行い、その結果をこちらの委員会の皆様にお諮りのうえ、市長により最終決定されるという流れでございます。

続いて、6 応募手続きにて、応募受付期間等を示しております。5ページの(3)では、必要提出書類を示しております。

7ページの 7 相談・質疑応答にありますとおり、質問等を受け付ける予定でございます。

8ページの 8 整備助成事業費等補助金とありますが、地域密着型サービス事業所の整備にあたっては、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」の活用を想定しておりますので、参考として、当該補助金の補助単価を掲載しております。

なお、令和4年度の補助単価はまだ示されておりませんため、令和3年度の補助単価を記載しております。

9ページの 9 公募スケジュール(予定)にて、本公募のスケジュール予定を取りまとめております。

そして、9ページの 10 留意事項、10ページの 11 問い合わせ先がありまして、11ページ以降、12 参考といたしまして、人員基準を掲載しております。

次のページ以降は、応募書類等の様式でございまして、こちらも順にご説明いたします。まずは質問票がございます。

次のページ、様式第1号は公募の申請書でございます。裏面の様式第1号別紙にて、必要書類を一覧にしております。

様式第2号、事業計画概要書は、土地・建物の計画状況等を把握するものです。次に、裏面の様式第2-1号にて、人員配置等の計画も求めています。

様式第3号、事業運営に関する提案書は、法人の理念や運営実績、職員の育成等について説明いただいたうえ、各種提案をいただき、審査の参考とするものです。

具体的に提案いただく内容は、地域との連携に、施設設備管理体制について、利用者等の安全管理体制・危機管理について、利用者支援について、等となっています。

特に、設問12の、サービス種別・事業形態毎の取り組みについては、看護小規模多機能型居宅介護事業所として、どのようにサービスを提供していくかを問う、重要な設問と捉えております。

様式第4号では、法人の概要・沿革を説明いただき、様式第5号は、役員や管理者の予定者の名簿、様式第6号は代表者等の経歴書となります。

そして、様式第7号で事業日程を、様式第8号で資金計画を、様式第9号で借入金返済計画

を、様式第10号でサービス提供開始後の収支見込シミュレーションを、それぞれ説明いただくものとなっています。

以上が、看護小規模多機能型居宅介護の公募要項、そして各必要書類の一式となります。

つづいて、資料5をご覧ください。

資料5は定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募要項でございますが、こちらの内容は、先ほどの看護小規模多機能型居宅介護の公募要項とほぼ同様ですので、相違点のみ、抜粋してご説明させていただきます。

まず、1ページの2 (1) 日常生活圏域は、「第2圏域を除く圏域が望ましい」とさせていただいております。これは、既に、朝霞市三原に「ミアヘルサ定期巡回サービス朝霞」が運営していますので、三原地区を含む第2圏域を除く圏域が望ましいものとしております。

2ページから4ページの内容は、相違点はありません。

提出書類一覧については、6ページにあります23番、「(連携型の場合のみ) 訪問看護事業所との連携に関する書類」が相違点となります。

内容といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所には、1つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型」と、訪問介護は定期巡回サービス事業所本体が提供し、訪問看護は協定を結んだ訪問看護事業所と連携し提供する、「連携型」がございますので、その「連携型」で応募する法人については、連携先の訪問看護事業所に関連する書類の提出を求めるものとなっております。

7ページの内容については、相違点はありません。

8ページ、参考に記載の補助金の補助単価は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のものを掲載しております。

9ページ、10ページの内容には、相違点はありません。

11ページ以降、人員基準は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のものを掲載しております。

続きまして、各様式等の相違点ですが、質問票と、様式1表面は、サービスの名称のみ異なりますが、他は同様です。

裏面、様式第1号(別紙)については、必要書類の23番目に、先ほどご説明申し上げた、連携型の場合の必要書類を追加しております。

様式第2号表面は、相違点はサービスの名称のみとなります。

裏面、様式第2-2号、定員・従業者等の計画は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準等に準じた形のものとしております。

様式第3号については、5ページの設問12、サービス種別・事業形態ごとの取組みについて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に準じた内容の設問としており、連携型の場合は、連携先の訪問看護事業所との連携方法についても問うものとなっております。

様式第4号から様式第10号までは、相違点はありません。

公募要項の案については、以上でございます。

そして、資料6は今回の公募に関し、応募から決定までの流れをまとめたものでございますので、ご参考ください。

続いて、資料7、資料8をご覧ください。これらが、それぞれのサービス種別の選考基準及

び審査方法の案でございます。

まず、資料7 看護小規模多機能型居宅介護の選定基準及び審査方法についてご説明いたします。

選考基準については、大きく分けて16の基準を設け、それぞれの基準に対し、さらに複数の内容を記載しております。これらの基準と内容のうち、選考基準 1 「法人の理念・姿勢」から選考基準13 「法人独自の取組」に関しては、先ほど、公募要項でご覧いただいた、応募書類の「様式3・事業運営に関する提案書」の内容と同様のものとしております。

また、選考基準14 「運営基準」と、選考基準15 「浸水想定区域」については、応募書類の提出を受けたのち、人員基準や設備基準を満たしているか、「朝霞市水害ハザードマップ」で浸水が想定される区域を外れているか等、事務局で確認する予定でございます。

選考の際には、これらの選考基準に基づき採点を行い、総得点の最も高い応募者が指定予定事業者となります。

続いて、資料8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の選定基準及び審査方法ですが、選考基準15を「設置予定圏域」としており、この点が看護小規模多機能型居宅介護のものとは異なっております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、既に、三原地区にて運営している事業所がございますので、三原地区を含む第2圏域以外の圏域にて設置予定の応募者について、加点するものとしております。

なお、先ほど申し上げたとおり、看護小規模多機能型居宅介護の選考基準15は、「浸水想定区域」でございましたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では「浸水想定区域」の評価を行わない予定としております。

これは、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者が実際にその事業所に訪れる施設であることから、浸水想定区域の範囲内・範囲外の立地を評価対象とした一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所は、訪問サービス等の従業員が事務所として使用するのみで、利用者が訪れる施設ではないことによります。

選考基準及び審査方法についてのご説明、そして公募全般についてのご説明は以上となります。忌憚ないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<委員からの意見・質問等>

【濱野委員】

令和3年度の公募結果が問合せ2件、公募が0件となっておりますが、原因は新型コロナウイルスの影響か、もしくは他の原因があるのかを教えてください。

【事務局 吉崎】

問合せのありました法人から、新型コロナウイルスの影響により応募を見送ったということを知っております。

【濱野委員】

新型コロナウイルスの影響ということであれば、今年度も同じ状況になる可能性があると思

いますが。

【事務局 吉崎】

その通りですので、本年度は事業者向けのセミナーなどを開催することで、事業者に対して応募をバックアップし、また、公募をPRさせていただきたいと考えております。

【濱野委員】

看護小規模多機能型居宅介護とは、具体的にどのような事業所なのか教えてください。

【事務局 吉崎】

小規模多機能型居宅介護の施設に、看護の機能を付加したものです。具体的には、看護師が配置されているデイサービス施設へ利用者が通所し、必要に応じて利用者が宿泊し、さらに施設から利用者宅へ訪問介護や看護を行う機能もございます。

【近藤副委員長】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設の増設について、利用者からの要望があったのですか。

【事務局 吉崎】

第8期介護保険事業計画策定時のアンケート結果から、自宅でなるべく長く過ごしたいという利用者の意向が見受けられ、その意向をかなえるために、一定程度の医療的なサービスを提供できる事業所が必要と考え、看護小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の両事業所が必要であることが計画内で位置づけられております。

【大橋委員】

資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧には小規模デイサービスが9か所掲載されていますが、デイサービスの事業所はこれですべてですか。

【事務局 吉崎】

資料は地域密着型サービス事業所の一覧であるため、小規模なデイサービスのみが記載されており、記載されていない比較的規模が大きいデイサービスの事業所もございます。

<審議>

【議長】

議題（2）について、提案通り再度公募するということによろしいでしょうか。

【委員からの異議等】 無し

(3) その他

【事務局 吉崎】

令和4年4月1日から、朝霞市の日常生活圏域が5圏域から6圏域に変更され、新たな第6圏域は、地域包括支援センター「あさか中央」が担当しております。また、圏域変更に伴い、第4圏域の地域包括支援センター「ひいらぎの里」が移設しましたので、ご報告いたします。

【濱野委員】

地域包括支援センターの あさか中央 という事業所名について、同名称の法人が運営しているのですか。

【事務局 長尾】

事業所名と法人名は、関係はないかと思われます。

3 閉 会

【司会】

今回の運営委員会は7月以降の開催を予定しております。具体的な日時等につきましては、後日連絡させていただきます。

会議録署名人 _____